

令和6年11月6日

## 質 問 事 項 ・ 回 答

案件名称：令和7年度大阪広域環境施設組合平野工場で使用する電気の調達(単価契約)

大 阪 広 域 環 境 施 設 組 合

番号	質問事項	回答
1	現在の供給会社を教えてくださいませんか。	現在の供給会社（契約者）は、関西電力株式会社です。
2	計量日付での供給者変更しかできない旨が関西電力送配電(株)殿のHPで掲載されておりますが、問題ありませんでしょうか。	各月の計量日は1日0時であるため、問題ございません。
3	契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	「電力調達契約書」第6条（契約の変更等）のとおりとします。
4	契約書の条文に記載が無い事項を補完するため、当社の基本契約要綱を添付した協議書を締結させていただくことは可能でしょうか。	「電力調達契約書」に定めのない事項については、同契約書第18条（補則）のとおりとします。
5	現在の世界情勢を受けて燃料価格高騰等による状況変化や国の制度変更等による単価の見直しが行われる場合、協議に応じていただけますでしょうか。	「電力調達契約書」第4条（契約の変更及び解除等）に基づき、当組合が必要と認めるときは、協議に応じるものとしますが、契約単価の見直しを確約するものではありません。

6	<p>ご請求について、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>供給施設内に入居している他の企業はないため、供給地点特定番号毎の請求書が発行できれば問題ありません。</p>
7	<p>当社の銀行口座へ直接ご入金いただく場合、振込手数料はお客様負担となりますが、よろしいでしょうか。また、納付書による振込および口座からの引き落としの場合、振込手数料は発生致しませんが、弊社で取り扱っていない金融機関があるため、ご利用される金融機関・支店をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>口座振込の場合、振込手数料については、当組合が負担します。 当組合の指定金融機関は、三井住友銀行であり、支店は大阪公務部です。</p>
8	<p>入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費調整額含む）は小数点第3位を四捨五入し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨てとさせていただきます、契約単価は税込みとなりますがよろしいでしょうか。</p>	<p>実際の電気料金請求時の算出方法及び端数処理については、仕様書【別紙4】を基本とします。ただし、基本料金、電力量料金（燃料費調整額含む）それぞれの端数処理方法については、契約後協議に応じます。なお、再生可能エネルギー賦課金については、円未満切り捨てで問題ございません。また、契約単価は税込みで問題ございません。</p>
9	<p>検針結果（最大需要電力、使用量、30分値データ等）については、弊社WEBサービスに登録いただくことで確認可能となりますが、お客様ご自身でご確認いただけますでしょうか。 (請求書は書面により送付いたします。)</p>	<p>確認可能です。</p>
10	<p>自家発補給電力契約について、使用有無の扱いや使用時の電力量算出方法等の扱いに関する覚書を締結させていただきますことは可能でしょうか。</p>	<p>「電力調達契約書」に定めのない事項については、同契約書第18条（補則）のとおりとします。</p>

1 1	<p><b>【燃料費調整について】</b>  仕様書4. (10)の記載ですと、みなし小売電気事業者（関西電力様）の標準供給条件〔電気供給条件（特別高圧・高圧）〕の定めによる燃料費等調整額を適用しますがよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書4.(10)に記載のとおり、社会情勢の変動等の要因による電気料金の調整（燃料費調整単価、市場価格調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価）及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、供給者が定める供給約款等（以下これらを「供給約款等」という。）の取扱いとなります。</p> <p>したがって、供給約款等にみなし小売電気事業者（関西電力様）の標準供給条件〔電気供給条件（特別高圧・高圧）〕の定めによる燃料費等調整額を適用するとの記載があれば、問題ございません。</p>
1 2	<p>※燃調費がみなし小売の条件の場合  <b>【燃料費調整単価及び市場価格調整単価の請求書表示について】</b>  弊社が落札となった場合、関西電力株式会社が公表している燃料費調整単価と市場価格調整単価を合算して燃料費等調整単価として請求書に記載いたしますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>問題ございません。</p>
1 3	<p><b>【請求書の送付方法について】</b>  郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEB ページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>問題ございません。</p> <p>請求書については、以下の事項が記載されていればWEBの発行でも問題ございません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）請求金額及び請求内容</li> <li>（2）請求年月日</li> <li>（3）債権者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名</li> </ul>

1 4	<p><b>【請求書の発行について】</b>  弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行する事が出来ません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	供給施設内に入居している他の企業はないため、供給地点特定番号毎の請求書が発行できれば問題ありません。
1 5	<p><b>【契約電力について】</b>  現在の契約電力をご教示ください。  また現在の契約電力が500kW 以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。（頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。）</p>	仕様書4.（2）ア、イおよびウに記載のとおりです。 現在の契約電力は仕様書4.（2）ア、イおよびウに記載の契約電力と同じです。
1 6	<p><b>【計量日について】</b>  現在の計量日をご教示ください。</p>	各月の計量日は1日0時です。
1 7	<p><b>【電力供給会社について】</b>  現在の電力供給会社をご教示ください。</p>	現在の供給会社（契約者）は、関西電力株式会社です。
1 8	<p><b>【力率について】</b>  内訳書に記載のとおり、力率85%での算定でよろしいでしょうか。</p>	入札額算定時については【別紙2】電力使用計画に基づき、電力使用時は力率85%に基づき入札額を算定してください。しかし、実際の各月の電気料金請求時は仕様書4.（8）アのとおり、その月の平均力率により、力率割引及び割増を行うものとします。
1 9	<p><b>【契約保証金の免除について】</b>  実績調書及び契約書の写しを提出することで免除となりますでしょうか。  他に提出が必要な書類がある場合はご教示ください。</p>	お見込みのとおり、当該案件と種類及び規模をほぼ同じくした実績調書及び契約書の写し（双方の押印がある表紙及び実績調書の記載内容を証するページ）を提出することで免除となります。

20	<p>【入札参加資格審査提出資料について】 「グリーン電力証書の大阪広域環境施設組合への譲渡予定量報告書」は今回の入札参加にあたっては提出不要という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>大阪広域環境施設組合電力の調達に係る環境配慮実施要領第4条第2項に基づき、入札参加の意思があり、グリーン電力証書の本組合への譲渡を予定する電気事業者は提出が必要となります。</p>
21	<p>電力調達契約書 第9条3項につきまして、「支払い請求があったときは、その日から30日以内」と記載がございますが、お支払期日につきましては弊社供給条件では「支払い義務発生日(弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日)の翌日から起算して30日以内」と定めております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書をこちらの記載にご変更いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>契約書の内容を変更することはできません。 「電力調達契約書」第9条3項のとおり、「発注者は、支払い請求があったときは、その日から30日以内に契約代金を支払わなければならない」としております。</p>
22	<p>「消費税」や一般送配電事業者が「託送料金」の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行います。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>「電力調達契約書」第4条(契約の変更及び解除等)に基づき、当組合が必要と認める場合は協議に応じるものとしますが、契約単価の見直しを確約するものではありません。</p>
23	<p>弊社では、燃料費調整単価に加え、2024年4月から市場価格調整単価を導入しております。落札後、市場価格調整単価を考慮した上で、毎月の電気料金を計算します。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、こちらの記載を契約書に追記いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>仕様書4.(10)に記載のとおり、社会情勢の変動等の要因による電気料金の調整(燃料費調整単価、市場価格調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価)及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、供給者が定める供給約款等によるものとします。 また、実際の電気料金の算出方法については、仕様書【別紙4】に記載のとおりです。 したがって、仕様書に記載があるため、契約書への追記は必要ありません。</p>

24	<p>「契約保証金」の免除を受けるにあたり、実績調書へ契約書の写しが必要とのことですが、守秘義務のためお出しできかねます。その際は契約させていただいた自治体等のホームページに公開されおります契約情報（ホームページ画面抜粋等）をまとめた書類での代用は可能でしょうか。</p>	<p>契約保証金の免除には契約書の写しの提出が必要となりますが、守秘すべき情報を伏せた契約書の写しで、契約内容や規模が確認できるものは可とします。</p>
25	<p>現供給者を教えてください。（切替時に必要となります。）最終保障契約の場合その旨お知らせいただけますか。別途必要書類の提出が必要となる場合がありますのでご了承くださいませ。</p>	<p>現在の供給会社（契約者）は、関西電力株式会社です。</p>
26	<p>初めて旧一般電気事業者から新電力に切替することはありますか。また、自動検針装置（スマートメーター）の設置の有無を教えてください。</p>	<p>以前、新電力（旧一般電気事業者以外の小売電気事業者）との契約実績はあります。 また、自動検針装置は設置されています。</p>
27	<p>現在の計量日を教えてください。</p>	<p>各月の計量日は1日0時です。</p>
28	<p>契約電力500kW以上の施設においては、計量日は、原則1日となりますのでご容赦ください。</p>	<p>問題ございません。</p>

29	計量日はご使用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承くださいませか。(例：使用期間が3/1～3/31の場合、計量日は4/1 0:00)	問題ございません。
30	蓄熱割引等の適用ができませんが了承いただけますか。	問題ございません。
31	弊社では電気をまったく使用しなかった月の基本料金は、以下の計算式により半額算定しております。入札金額算定にあたり、電気をまったく使用しない月の基本料金は、半額算定としてもよろしいでしょうか。実際の請求料金も、以下の算式により算定してもよろしいでしょうか。＜計算式＞ 基本料金(未使用月)＝契約電力(kW)×基本料金単価(円)×0.5	常用電力において、その月に電力使用がない場合の月の基本料金は、仕様書【別紙4】のとおりです。(契約電力×基本料金単価×0.5以下)
32	自家発補給電力の未使用時基本料金単価について、実際の請求料金も、以下の算式により算定してもよろしいでしょうか。＜計算式＞ 自家発補給電力基本料金(未使用時)＝契約電力(kW)×基本料金単価(円)×未使用時倍率(%)	自家発補給電力において、その月に電力使用がない場合の基本料金は、仕様書【別紙4】のとおりです。(契約電力×基本料金単価×0.2以下)
33	入札金額を算定するにあたり、内訳書の計算式のように、力率は85%(力率割引を考慮しない)という認識でよろしいですか。	入札金額の算定にあたってはお見込みのとおりです。しかし、実際の各月の電気料金請求時は仕様書4.(8)アのとおりその月の平均力率により、力率割引及び割増を行うものとします。



3 4	<p>契約電力が500kW以上の施設に於いては、仕様書に記載の契約電力が使用できる最大となります。契約電力が500kW以上で契約電力を超えて使用した場合、変更の必要性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。また、契約電力を超えた場合は、超過料金が発生します。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
3 5	<p>現在の契約電力を教えてください。仕様書の契約電力と現在の契約電力が異なる施設がある場合は、現在の契約電力と直近12か月間の最大電力を教えてください。また、供給開始に合わせて契約電力を変更する場合は、切替時に変更理由と根拠資料を提出いただきます。変更が供給開始日に間に合わない場合は、変更する日をずらしていただきますがよろしいでしょうか。</p>	<p>現在の契約電力は仕様書4.（2）ア、イおよびウに記載のとおりです。 また、供給開始に合わせて契約電力を変更する予定はございません。</p>
3 6	<p>弊社が契約となった場合、請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費等調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。</p>	<p>実際の電気料金請求時の算出方法及び端数処理については、仕様書【別紙4】を基本とします。ただし、基本料金、電力量料金（燃料費調整額含む）それぞれの端数処理方法については、契約後協議に応じます。</p>
3 7	<p>1施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。（例：庁舎〇〇円、売店〇〇円等）。ある場合は、対象施設と分担数を教えてください。また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。</p>	<p>電気料金の支払いを複数で分担する予定はございません。</p>
3 8	<p>契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。</p>	<p>「電力調達契約書」に定めのない事項については、同契約書第18条（補則）のとおりとします。</p>

39	<p>仕様書4.(10)に「燃料費調整単価、市場価格調整単価～)、供給者が定める供給約款によるものとする」と記載があります。弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、旧一般電気事業者が電気需給約款に定める算定諸元(基準燃料価格等の算出係数や算定式)を用いて計算します。これについては、弊社は応札時点において適用されている算定諸元を用いて毎月の燃料費等調整金額を計算いたしますので、算定諸元が変更となった場合においても、応札時点の算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、ご承諾いただけますでしょうか。※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額(〇.〇〇円)を固定するお願いではありません。</p>	<p>仕様書4.(10)のとおりとなります。よって、関西圏内の旧一般電気事業者が定める条件及び一般送配電事業者が定める約款等(以下これらを「約款等」という。)に定める燃料費調整単価等の算定諸元が変更となり、供給者が定める供給約款等も変更となった場合は、変更後の算定諸元によるものとしますが、本案件にかかる入札日現在有効な関西圏内の旧一般電気事業者が定める約款等に照らし本組合にとって不利と認められる供給約款等の規定は適用しないこととし、当該規定は約款等によるものとします。</p>
40	<p>供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。</p>	<p>「電力調達契約書」第4条(契約の変更及び解除等)に基づき、当組合が必要と認める場合は協議に応じるものとしますが、契約単価の見直しを確約するものではありません。</p>
41	<p>地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。</p>	<p>「電力調達契約書」第4条(契約の変更及び解除等)に基づき、当組合が必要と認める場合は協議に応じるものとしますが、契約単価の見直しを確約するものではありません。</p>
42	<p>契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。</p>	<p>現時点において、契約期間中における施設の閉鎖や移転の計画はございません。</p>

4 3	<p>契約書案第8条に「計量した使用電力量を発注者に通知しなければならない」と記載がありますが、弊社では使用電力量等また請求明細のデータ提供は、web上で閲覧並びにダウンロードができる無料サービスがございますので、こちらのサービスをお客様にてご利用いただくことでよろしいでしょうか。</p>	<p>問題ございません。 請求書については、以下の事項が記載されていればWEBの発行でも問題ございません。 (1) 請求金額及び請求内容 (2) 請求年月日 (3) 債権者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名</p>
4 4	<p>電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。契約を締結した後、1年に満たないで契約を廃止される場合（または契約電力等を1年に満たないで減少される場合）は、当該部分について臨時電力を適用したのものとして後日料金を精算することは可能ですか。</p>	<p>「電力調達契約書」に定めのない事項については、同契約書第18条（補則）のとおりとします。</p>
4 5	<p>契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。</p>	<p>契約書第8条に記載の計量器の更新を予定しています。</p>
4 6	<p>自家発補給電力契約について、定期検査時期を教えてください。また、定期検査の時期をご相談させていただくことは可能でしょうか。具体的には、定期検査をピーク期（7～9月の平日および12～2月の平日）以外にさせていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>定期検査の時期につきましては、ごみの搬入、ごみピット状況や当組合他施設の定期検査の時期を考慮し決定していますので、変更することはできません。 また、ごみの搬入、ごみピット状況や当組合他施設の定期検査時期の変更により当初予定していた定期検査の時期から変更になる場合もございます。</p>
4 7	<p>自家発補給電力の利用目的を教えてください。 （常に活用する、非常用、ピークカット用など）</p>	<p>仕様書4.（2）イのとおり、工場発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために使用します。 （基本的には、発電設備が停止した場合）</p>